

正当化に関する内在主義と外在主義の論争とブランダム  
Brandom between Epistemic Internalism and Externalism

阿部 裕彦

**Abstract**

This paper argues that what R. B. Brandom calls Founding Insight of reliabilism is a stronger claim of epistemic externalism in that it has no room for taking in any internalist account of justification. In addition, this paper argues that his requirement of a belief to be inferentially articulated is a weaker claim than epistemic internalism because a subject can meet the condition without raising reasons explicitly. Lastly, this paper suggests first a way Brandom's version of reliabilism accounts for the value of knowledge and second his implication about whether animals can gain knowledge.

**(1) 研究テーマ**

研究テーマは、信頼性主義に対する R. B. ブランダムの議論を現代認識論の枠組みの中で整理することを通して、ブランダムが信頼性主義を批判し継承しながら自らの推論主義の立場を踏まえて提示する一種の信頼性主義を知識の理論として位置づけなおすことである。本稿では特に正当化に関する内在主義と外在主義の論争の中でブランダムの議論がどのように位置づけられるのか論じる。

**(2) 研究の背景・先行研究**

**2.1 正当化に関する内在主義と外在主義**

正当化に関する内在主義とは、信念の正当化に寄与する要素がすべて主体の認知的アクセス可能な範囲に含まれるとする立場である。他方、正当化に関する外在主義は、その否定であり、信念の正当化に寄与する要素の中には主体の認知的アクセス可能な範囲の外のものがあるとする立場である。この立場は、正当化に寄与する要素に主体がまったく気づいていない場合でも信念が正当化されうることを認める (Bonjour & Sosa 2003, pp.25-6; 戸田山 2008, p.188) <sup>1</sup>。

次の偽物の小屋の事例を考えてみよう。ヘンリーはドライブしているとき、ある小屋を指して「あれは小屋だ」と言った。実際にヘンリーの指している

ものは小屋だった。しかし実は、ヘンリーにも知られていないのだが、ヘンリーがドライブしている一帯には、本物の小屋と見分けのつかない精巧な偽物の小屋が立ち並んでおり、ヘンリーが指した小屋以外はすべて偽物の小屋だったとしよう。

ヘンリーは確かに「あれは小屋だ」と信じる理由を持っており、内在的には正当化されていると言えるかもしれない。もし偽物の小屋のない地域で「あれは小屋だ」と言ったなら、ヘンリーのその信念は知識になっただろう。しかしこの事例では、ヘンリーの知らない事情、すなわち偽物の小屋の立ち並ぶ地域だったということによって、「これは小屋だ」という信念がたまたま真だったに過ぎないことになってしまい、この信念は知識と呼べない（Goldman 1976; Brandom 1994, pp.209-10; Brandom 2000, pp.113-7）<sup>2</sup>。

正当化に関する外在主義の1つが信頼性主義である。信頼性主義によれば、ある信念が正当化されているとは、それが真なる信念を高い割合で生み出す信念形成プロセスによって生み出されているということである（Goldman 1979; Goldman & Beddor 2016, chap.2; 上枝 2020, pp.77-84）。

## 2.2 基礎的洞察

ブランダムは信頼性主義に言及し、いくつかの点を受け入れ、いくつかの点を改訂している。本稿では、ブランダムが評価する点の1つ、「基礎的洞察」と、ブランダムがさらに条件を加える「概念的盲点」を取り上げる。

ブランダムは、信頼性主義の次の点を評価し、「基礎的洞察」と呼んでいる。すなわち、正当化に寄与する要素に主体がまったく気づいていなくても、ある信念は正当化されることがあるという点である<sup>3</sup>。ブランダムの提示する次の陶器鑑定士の事例を見てみよう。

中央アメリカの古典的陶器について、見ただけでトルテカ様式をアステカ様式から区別する能力を持っている鑑定士がいるとする。2つの様式を見分けるのに役立つ陶片の特徴は何もないとしよう。陶器の破片をよく見たとき、この鑑定士は、あるものはトルテカ、あるものはアステカと単にそう思うのであり、弁別の理由を挙げられない。さらに、この鑑定士が、このような仕方で形成された信念に疑念を抱いているとしよう。つまり、ある破片がトルテカなのかアステカなのかの結論を正式に発表する前に、この鑑定士はいつも顕微鏡や試薬による化学的な分析を行う。しかしこの鑑定士の目視による鑑定はかなり高い確率で当たっているとしよう。この鑑定士の同僚たちは何年も一緒に仕事をしていて、このことに気づいており、この鑑定士を実際に信頼可能な弁別者だと見なしている。さて、ある陶片の鑑定で、この鑑定士が「これはトルテカだ」と述べ、化学的分析に取り掛かった。そして化学的

分析の結果、実際にトルテカ様式の陶片だと明らかになった(Brandom 2000, pp.98-9; 松本 2020, pp.34-5; 松本 2021, pp.3-4)。

ブランダムによれば、この鑑定士は、本人はまったく理由へのアクセスを持っていないにもかかわらず、知識を帰属させられる (Brandom 2000, pp.38-9, pp.97-102)。この鑑定士の「これはトルテカだ」という信念は、化学的分析の結果を踏まえる前の時点でも、高い割合で真なる信念を生み出す信念形成プロセスの産物であり、信頼性主義に照らして正当化条件を満たす。そして実際にトルテカ様式なので、この鑑定士は、化学的分析がなくても、「これはトルテカだ」と知っていることになる<sup>4</sup>。

### (3) 筆者の主張

#### 3.1 正当化に関する外在主義と基礎的洞察

本稿で確認したいことは、まず、ブランダムが、信頼性主義に見出せる強い外在主義的主張を重視しているということである。

2.1 節で述べた通り、正当化に関する外在主義とは、正当化に寄与する要素のうち主体の認知的アクセス可能な範囲外のものがあるという立場である。正当化に関する外在主義には、内在的な正当化要素が正当化に必要だと認め余地がある。実際、この方向での試みもある (Bonjour & Sosa 2003, pp30-3; Goldman & Beddor 2016, sect.6.2)。しかしブランダムは、基礎的洞察として、主体がまったく正当化の要素に気づいていなくても信念が正当化されうると主張している。ブランダムの場合、陶器鑑定士の事例のように内在的な正当化要素なしで正当化条件が満たされうると主張している以上、内在的正当化要素を正当化に必須のものとすることはできない。この点で、ブランダムが基礎的洞察と呼ぶ点は、正当化に関する外在主義のうち比較的強い要求を重んじていると言える。

#### 3.2 知識の価値と理由

内在的正当化要素を正当化に認める可能性の利点を述べておこう。典型的な信頼性主義に対する主要な反論の1つに、知識固有の価値を信頼性主義が説明できないというものがある (Jones 1997, pp.424-7; Goldman & Beddor 2016, chap.3; 上枝 2020, pp.85-8)。しかし、内在的な正当化要素の存在を正当化に必要なものと認めることで、知識の価値を説明する戦略の1つを採用する道が開ける。

確かに、ある信念が高い割合で真なる信念を生み出す仕方で形成されているということは、その信念が真である可能性を高めると言える。この点に価値を見出せるかもしれない。しかしこの価値は、真であることの価値に回収

されてしまうように思われる。つまり、信頼可能な仕方で形成された信念とそうでない仕方で形成された信念との間には違いがあり、後者より前者の方が価値を持つかもしれない。しかし、ともに真であるとき、真なる信念と正当化された真なる信念との間に価値の差はないと考えられる (Jones 1997, p.425)。このことは次の比喩で説明される。高い割合で美味しいエスプレッソを作るエスプレッソマシンで作られたエスプレッソと、ふつうのエスプレッソマシンで作られたエスプレッソがあるとしよう。この 2 つのエスプレッソの美味しさがまったく同じとき、前者の方が後者よりも価値あるエスプレッソだとは言えないだろう。性能のよいエスプレッソマシンで作られたことの価値は、エスプレッソが美味しいということの価値に回収されてしまうのである。これと同様に、信頼可能な仕方で形成されたという価値は、実際に真であるという条件のもとでは新たな価値を生み出さない (Zagzebski 2003, pp.13-5; 上枝 2020, pp.96-7)。

他方、主体が理由を挙げることや主体の挙げる理由の質によって、知識の価値を説明することは可能である。理由を挙げることができれば、主体が信念のネットワークを持っていることがわかる。整合的で大きな信念ネットワークにある信念が属していることは、それ自体で価値があると言えるだろう (上枝 2020, pp.129-32) <sup>5</sup>。

### 3.3 概念的盲点

ブランダムは正当化について強い外在主義を採っているが、「理由」という概念を完全に捨てているわけではない。ブランダムは、ある信念が知識たるために次のような条件を課す。すなわち、知識となる信念は推論的に分節化されなければならない。言い換えれば、知識となりうる信念は、推論の前提や帰結に使われることができなくてはならない。主体は、その信念の内容がどのような前提として使ってどのような帰結として使えるのか把握しないなければならないのである。陶器鑑定士は、化学的分析の結果が出る前の時点で実際に理由を挙げることはできないが、「これはトルテカだ」がどのような前提、どのような帰結を持つか把握している。こうした条件は信念条件として課される。ブランダムは、信頼性主義がこの条件を見落としていると指摘し、信頼性主義の「概念的盲点」と呼ぶ (Brandom 1994, p.214, p.220; Brandom 1995, p.897; Brandom 2000, p.108-10; 白川 2014, pp.S5-6)。

### 3.4 概念的盲点と正当化に関する内在主義

信念の推論的分節化という条件は、正当化条件ではなく信念条件として課されてはいるものの、信念ネットワークを要求する点で正当化に関する内在主義に近いと思われるだろう。しかし、この条件は、正当化に関する内在主

義よりも弱い要求である。正当化に関する内在主義では、主体は明示的に理由を挙げられなければならない。他方、推論的分節化の要求は、陶器鑑定士の事例が示すように、主体が明示的に理由を挙げることができなくても満たされうる。自らの信念の内容がどのような内容を前提としており、どのような内容を帰結として導くかわかつていればよいのである。

以上、ブランダムの立場が、正当化に関して強い外在主義的側面を持つと同時に、正当化に関する内在主義よりも弱い仕方で内在主義的な要求を信念条件として課していることが明確になった。ブランダムのこうした独自の立ち位置が、知識の理論としてどのような課題に直面し、どう乗り越えていくべきなのか。この点について次節で示唆する。

#### (4) 今後の展望

##### 4.1 前節までのまとめ

ブランダムが信頼性主義に言及して論じている箇所をもとに、正当化に関する外在主義と内在主義との関係の中でブランダムの立場を位置づけてきた。ブランダムは、正当化条件に関して強い外在主義を採用している。しかし、従来であれば内在主義的だと言えるポイントを信念条件に組み込んでいる。ただし、その信念条件で必要とされる理由は陰伏的な仕方であり、正当化に関する内在主義が正当化条件で要求するほど強い要求ではない。つまり、理由の空間にいるのであれば、必ずしも理由を与えられなくてもよいとブランダムは考えている。

以上の議論を踏まえて、なお残る問い合わせさらなる問い合わせを提示したい。

##### 4.2 知識の価値についてのブランダム

まず、理由という概念が、特に正当化に関する内在主義において、知識の価値を説明するのに役立っていたことを思い出そう。ブランダムも確かに理由の存在を知識に求めているが、それへのアクセスや根拠づけは要求しておらず、こうした陰伏的な理由の存在がどのように知識の価値と結びつくのかについて特に論じていない。ブランダムの立場で知識の価値をどのように説明できるのか。これが、依然残る問い合わせである。

この問い合わせについて若干の示唆を加えておきたい。ブランダムが直截に知識の価値について述べている箇所がある。例えば、「われわれに情報を与えてくれるものとして他者の発言に頼ることができること」(Brandom 2000, p.101)と述べ、「人間同士の情報のコミュニケーション」(Brandom 2000, p.101)としての価値をブランダムは示唆している。こうした価値の説明には、知識帰属のブランダムの枠組みが関わっていると思われる。本稿では論じられな

かったが、ブランダムの知識に関する議論の特徴の1つは、知識帰属の場面を問題にし、知識を持つ主体だけでなく、主体に知識を帰属させる帰属者の役割について論じている点である (Brandom 1994, pp.201-4; Brandom 1995; Brandom 2000, pp.117-22; 白川 2014, p.S4; 白川 2021, pp.234-6)。知識についてのこうした社会的実践としての側面の指摘が、知識の価値の説明に接続されるかもしれない。

#### 4.3 推論的分節化の要求の意義

さらなる問いは、本稿で明確化した、正当化に関する内在主義とブランダムの言う概念的盲点との違いに関わる。主体の挙げる理由の質によってではなく、主体が概念使用者であるか否かによって知識と非知識との境界を設ける意義はどこに見出されるだろうか。

一見すると、信念の推論的分節化という条件によって、正当化に関する内在主義と同様、子どもへの知識帰属ができなくなってしまうという批判にブランダムは直面すると思われる。確かに、子どもは十分に理由を挙げられないかもしれないし、自分の信念が推論の中でどのような役割を果たすかについての理解も大人に比べて乏しいかもしれない (上枝 2020, pp.111-2)。しかし、ブランダムは、生後 20 か月の子どもには知識の所有を認めないものの、より年上の子どもには認めている (Brandom 1995, pp.897-8)。

他方、ブランダムに従えば、オウムは、信念を持てないために知識を帰属させられない。オウムは「これは食べられない」と言ったそばからその対象を食べたとしても誇りを受けないだろう。というのも、「これは食べられない」が推論において果たす役割をオウムは理解していないからである。他方、人間の場合、「これは食べられない」と言ったそばからそれを食べたら、明らかに問題である。

しかし、動物にもある種の知識の所有を認める立場もある。E. ソウザは「反省的知識」から区別される「動物的知識」を認める。動物的知識は、理由を挙げられなくても知識と認められ、動物にも所有が認められる種類の「知識」である (Sosa 2007, p.24; 上枝 2020, pp.198-9)。ソウザによる区別に基づけば、信頼性主義が扱おうとする知識は動物的知識であり、正当化に関する内在主義が扱おうとする知識は反省的知識だと言える (上枝 2020, p.99)。

以上を踏まえて、ブランダムの議論から示唆されるのは、外在的な要素によってのみ正当化が決まるとしても、このことから直ちには、動物に知識の所有を認めるという帰結は導かれないということである。ブランダムによる推論的分節化の要求は、信念条件への注目によって、どこまで知識の所有主体を拡げられるかに関する議論に一石を投じていると言える (Brandom

1995, pp.896-7)。

ただし、一定年齢以上の子どもに知識を認める一方で動物には認めない以上のブランダムの議論をより説得的に提示するには、知識を持つために求められる信念ネットワークはどれ程の大きさなのか、主体が十分な信念ネットワークを持っていることはどのように判定されるのかについて、さらなる説明が必要だと思われる。この問題に対しても知識帰属の社会的側面に訴えることで答えられるかもしれない。信念の推論的分節化の要求によって課される知識所有者の制限は、知識の哲学で問題にされる「知識」はどのようなものであり、どのようなものであるべきなのかに関して示唆に富むと言える。

## 注

1. 正当化に関する内在主義にも外在主義にもそれぞれの内部でさらなる区別があるが、本稿では特に触れない（戸田山 2008 pp.182-91; 上枝 2020, pp.104-10）。
2. 偽物の小屋の事例によってゴールドマンは因果説を批判している（Goldman 1976）。ブランダムは、信頼可能性の測定の際の言及クラス（reference class）が一意に決まらないことを示す事例として偽物の小屋の事例を示している（Brandom 1994, pp.209-12; Brandom 2000, pp.113-7）。
3. ゴールドマンは、理由をまったく挙げられなくても知識を獲得できると考えている（Goldman 1976, p.370; 上枝 2020, p.62）。
4. 陶器鑑定士の事例への批判やそれに対する修正もある（松本 2020; 松本 2021, pp.3-7）。また、ブランダムは、シダの葉を見分ける人物の事例を用いることもある（Brandom 1994, pp.219-20）。
5. 理由に訴えずに、未来に同種の真なる信念を獲得しやすくなる条件つき確率によって知識の価値を説明する試みもある（Goldman & Olsson 2009; Olsson & Jönsson 2011）。

## （5）参考文献

- BonJour, L. and Sosa, E, 2003. *Epistemic Justification: Internalism vs. Externalism, Foundations vs. Virtues*, Wiley-Blackwell. [上枝美典訳, 2006, 『認識的正当化』, 産業図書.]
- Brandom, R, 1994, *Making It Explicit*, Harvard University Press.
- , 1995, “Knowledge and the Social Articulation of the Space of Reasons.”, *Philosophy and Phenomenological Research* 55(4), pp. 895-908.

- , 2000, *Articulating Reasons*, Harvard University Press. [斎藤浩文訳, 2016, 『推論主義序説』, 春秋社.]
- Goldman, A. I., 1976, "Discrimination and Perceptual Knowledge.", *Journal of Philosophy* 73(20), pp.771-91.
- , 1979, "What is Justified Belief?", in Pappas, G (ed.), *Justification and Knowledge*, D. Reidel, pp.1-25.
- Goldman, A. I. and Beddar, B, 2016, "Reliabilist Epistemology.", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2016 Edition), Edward N. Zalta ed., URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/win2016/entries/reliabilism/>>.
- Goldman, A. I. and Olsson, E. J, 2009, "Reliabilism and the Value of Knowledge.", in Haddock, A, Millar, A, and Pritchard, D. (eds.), *Epistemic Values*, Oxford University Press, pp.19-41.
- Jones, W. E, 1997, "Why Do We Value Knowledge?", *American Philosophical Quarterly* 34(4), pp. 423-439.
- Olsson, E. J. and Jönsson, M. L, 2011, "Kinds of Learning and the Likelihood of Future True Beliefs: Reply to Jäger on Reliabilism and the Value Problem." *Theoria* 77, pp.214-222.
- Sosa, E, 2007, *A Virtue Epistemology: Apt Belief and Reflective Knowledge I*, Clarendon Press.
- Zagzebski, L, 2003, "The Search for the Source of Epistemic Good.", *Metaphilosophy* 34(1-2), pp.12-28.
- 上枝美典, 2020, 『現代認識論入門 ゲティア問題から徳認識論まで』, 効草書房.
- 白川晋太郎, 2014, 「ブランダムにおける観察報告-知覚経験に訴えることなくその正しさを説明できるのか-」, 『哲学論叢』 41 (別冊), pp.S1-12.
- , 2021, 『ブランダム 推論主義の哲学』, 青土社.
- 戸田山和久, 2008, 「エクスターナリズム」, 飯田隆ほか編『岩波講座哲学 04 知識／情報の哲学』, 岩波書店, pp.180-223.
- 松本将平, 2020, 「知覚的知識の帰属に関するウィルフレド・セラーズの見解から内在主義的要素を取り除くことは妥当か-ロバート・ブランダムの外在主義を擁護する」, 『哲学の門』 大学院生研究論集(2), pp.31-44.
- , 2021, 「知覚的知識に関するセラーズの見解をいかに修正すべきか」, 『新進研究者 Research Notes』 (3), pp.1-9.

(慶應義塾大学)